

前回答ノ通寶狀ヲ參酌シ貸與品ノ増加ニ関シ考慮スヘシ

三 現在貸與品作業販ヲ年三四ニ改ムル件

前回答ノ通り特種ノ作業ニ従事スル者ニ對シ考慮スヘシ

四 車庫工場婦人傭員ニ對シ通勤販又ハ之ニ相當スヘキモノヲ貸與スルノ件

前回答ノ通り

五 局内ニ於ケル作業及衛生設備ヲ改善スルノ件

前回答ノ通り具體的調査ヲ為シ改善スヘシ

六 非乗務者各部ニ當局者ト後業員トニ依リ協議機關ヲ設置スルノ件

前回答ノ通運輸課處罰委員會制度ト同様ノ機關ヲ設クルコ

ト爲スヘシ

七 二重賃金制度撤廢ノ件

(非乗務部總論)

請員又ハ歩増賃金制度ハ前回答ノ如ク最合理的方法ナリト
信スルカ故ニ廢止スルノ意思ナシ而シテ再嘆願ニ記載アル公共事
業ナルカ故ニ本賃金制度ヲ廢スヘシト林シ或ハ固定給ハ最初當
局ニ於テ各人ノ生活費ト無關心ニ且任意ニ之ヲ決定スルモノナリ
ト独断セルハ若ニク當局ト其ノ鬼解ヲ異ニセルヲ遺憾トス

(工場部)

當局新規事業縮少ノ爲メ本年度工場作業著ニク緊縮ノ止
ムナキニ至レルモ後業員ノ實收ニ激減ヲ来サ、ルヤヲ慮リ今夏特
ニ豫算ヲ追加シ能フ限リ工場作業ノ赤字ヲ計レルニ拘ラス今春來實
收減減ヲ来セルハ甚夕遺憾トスルモノナリ然レトモ其ノ一人當リ實收